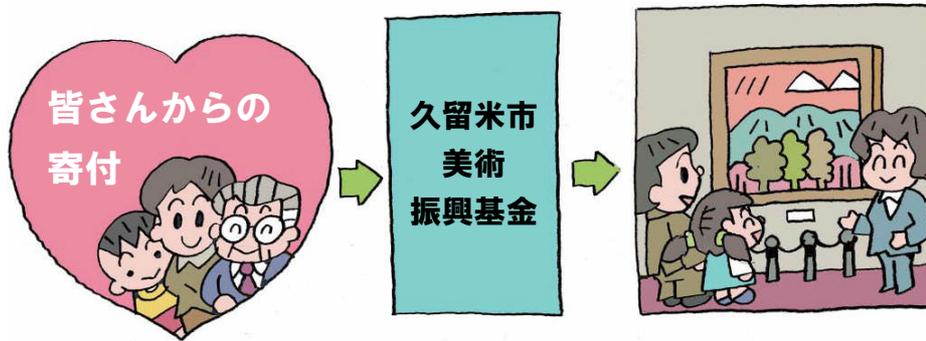


久留米市美術振興基金へのご寄付について

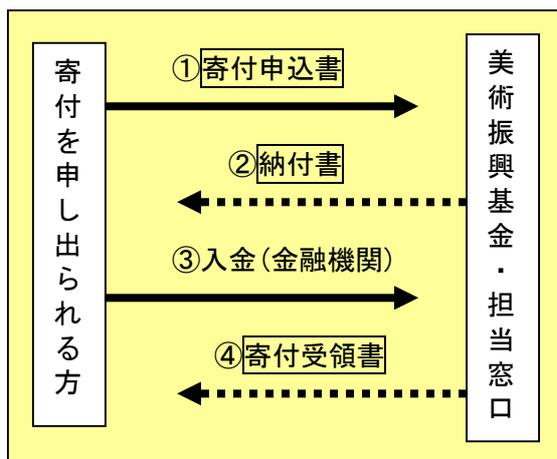


平成28年10月から、石橋美術館の管理運営が市に移行することに伴い、新たな美術館に収蔵する美術品その他美術に関する資料の取得を円滑に行うため、久留米市美術振興基金条例が施行され、久留米市美術振興基金が創設されました。

美術館において、美術品の収集・保存は、美術館活動の基礎となるものです。また、美術館に所蔵される美術品は、将来にわたって市民の皆さまの財産となり、地域の魅力創出につながっていきます。

こうした美術館の活動と基金の趣旨をご理解いただき、寄付金のご協力をお願いします。詳しくは、久留米市 市民文化部 文化振興課へお問い合わせください。

寄付の手続きについて



- ①指定の「寄付申込書」に、お名前、寄附金額などをご記入の上、市の担当窓口へご提出ください。
(※寄付申込書は、担当窓口、市のホームページに準備しております。)
- ②担当窓口より、寄付金額などが記載された「納付書」を郵送させていただきます。
- ③「納付書」を、最寄りの金融機関にお持ちいただき、寄付金額をお振込ください(※振込手数料はかかりません)。
- ④お振込の確認後、「寄付受領書」を郵送させていただきます。「寄付受領書」は、確定申告の際にご利用ください。

<担当窓口・お問合せ先> 〒830-8520 久留米市城南町15-3
久留米市 市民文化部 文化振興課 (市役所12階)
【電話】(0942)30-9224 【ファックス】(0942)30-9714
【E-mail】shibunka@city.kurume.fukuoka.jp